

津市人権施策基本方針改訂（案）に対する意見募集の結果について

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
1	1	第1章 基本的な考え方 1 人権施策基本方針見直しの経緯	現状にあった内容に修正したとしているが、比較表を載せ誰でも違いがわかる文章も記述するべきである。一般論は、不要と思われる。進歩がない。	現行のままとします。 【理由】 現行の基本方針は市ホームページで閲覧可能であり、改訂中の基本方針も策定後に閲覧可能となることから両者を見比べることが可能であるため。
2	2	第1章 基本的な考え方 2 人権をめぐる社会の動き	第1章 基本的な考え方の「2 人権をめぐる社会の動き」において、第2次世界大戦後「世界人権宣言」「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」等国際的な人権保障の確立にふれています。その後日本においてとなりますが、日本国憲法からの一気に2000年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」までとんでしまいます。私としては、是非ともこの項で同和問題の解決は「行政の責務であり、国民的課題である」とした「同和対策審議会答申」にふれていただきたいと思わざるをえません。後の第3章 分野別施策 1 同和問題の項で明記されていますが、人権についての取り組みは同和対策審議会答申により始まったと思うので、「行政の責務」「国民的課題」は大事にしなければならないと思います。私たち一志町で「学校の取り組み」や微力ではありますが地域や行政・学校と連携した「同研活動」をすすめておりますが、まだまだ「同和問題についての誤った認識や言い伝え」が根強く残っていることを思い知らされます。30年程前起こった差別事象をきっかけに一志の先人た	現行のままとします。 【理由】 同和対策審議会答申については、「第3章 分野別施策 1 同和問題」において記述しており、第1章に記述すると内容が重複するため。

			ちが創り上げて来た組織でこれからも取り組みを進めていくためにも「基本方針」が私たちの活動のより所となるものにしてください。	
3	3	第1章 基本的な考え方 3 基本理念	「第1章 基本的な考え方」の「3 基本理念」の「(1) 差別を許さない平等・公正で安心して暮らせる社会の実現」の2行目に「・・・などの理由による差別を生じさせない平等で・・・」と有りますが、ここは見出しと同様に「・・・などの理由による差別を許さない平等で・・・」とした方が適切だと思います。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【変更前】 差別を生じさせない 【変更後】 差別を許さない
4	3	第1章 基本的な考え方 2 人権をめぐる社会の動き 3 基本理念	2の記述、3.基本理念は具体的な目標も必要ではないか。大まかな工程表が必要と思われる。	現行のままとします。 【理由】 「2.人権をめぐる社会の動き」は、これまでの人権に関わる歴史を記述するものであり、また「3.基本理念」は基本方針全体の理念を示すものであり、具体的な数値や目標を記述するものではないため。
5	5	第2章 基本施策 1 人権啓発の推進	「第2章 基本施策」の「1 人権啓発の推進」の「現状と課題」の項に於いて、人権課題を表記する中で「本市においては、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について」と、津市が設置している「人権が尊重される津市をつくる条例」の文言を大切にされていることは非常に重要だという点です。これまで同和問題の解決が国の責務であると同時に国民的課題であるとし、私たち全国民一人ひとりが解決に向き合うべき問題だとして啓発や教育に取り組んできた道筋は、あらゆる人権課題の捉え方に通じるものです。決して人権課	参考意見とさせていただきます。

			題の中で軽重をつける意味でも、優先順位を示す意味でもなく、人権問題に対する私たちの考え方や立つ位置を示す指針として、人権啓発を進める上で、この「同和問題をはじめとする」という文言に強くこだわる姿勢は大切だと考えます。津市の「人権が尊重される津市をつくる条例」もそうした考え方にたって文言を選ばれていると思います。条例を基にした「津市人権施策基本方針」だからこそ、その文言へのこだわりは、今後も大切にしていきたいと思います。	
6	5	第2章 基本施策 1 人権啓発の推進	本市においては、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について、市民人権講座や人権講演会の開催をはじめ広報紙やホームページを活用し、人権に関する理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的とした人権啓発活動に取り組んでいます。と書かれていますが、まさしく本市においては同和問題をはじめとする様々な人権問題についての啓発活動が各地域で熱心に取り組まれています。是非ともこの文言を入れてください。	参考意見とさせていただきます。
7	10	第3章 分野別施策 1 同和問題	「第3章 分野別施策」の「1 同和問題」の「現状と課題」の項に於いて、同対審答申から書き起こしていただいていることは、先ほど1点目で触れさせていただいたことと重なりますが、非常に重要な意味を持つと考えます。同和問題は人権課題の一つであるとともに、その取組の中で今日の社会における人権に対する考え方をつくってきたという大きな意味をもっています。その社会の人権に対する意識変革の重要なポイントが「同和対策審議会答申」であり、被差別側だけが解決に努力するのではなく、その解決は「国の責務であると同時に、私たち国民一人ひとりの課題」だとした答申へ	参考意見とさせていただきます。

			のこだわりが同和問題に対する考え方を示しており、非常によかったと思います。	
8	10	第3章 分野別施策 1 同和問題	私は、人権相談にかかる業務に携わっていたことがあり、その頃から現在まで関わりのある部落出身・在住していた30代半ばの女性からは、自身の結婚問題について相談を受ける中で、「出身について相手に打ち明けた方が良いか」等の相談も受けていた。無事、結婚して、部落を出て相手の人と市外に住むことになったのだが、差別に対する様々な不安要素や自身の幼少期より置かれていた複雑な家庭環境によって、度々精神的に不安定になってしまい、現在も夜中に相談の電話がかかってくる。また、別の部落外の30代の女性は、部落の人と結婚するにあたって、身内から、結婚報告の墓参りさえ反対されるほど、ひどい反対を受けた。身内からの反対に耐えられず、家族ごと転居することも考えた。彼女たちは、私と人間関係があるからこそ、一番心に秘めておきたいこうした厳しい事実も涙を流しながら話してくれる。こうした部落差別は現在も、続いているからです。同和地区の人の中でも、表面上は「口に出して言うな」「そっとしておいて欲しい」と言われるが、地域のお年寄りと話していたときに、「なぜ、私が隣保館の周りの草をひいたり、花を植えたりしているかわかる？」と話してくれたことがある。『『ここが部落やから・・・』といわれやんようにしておきたいんや』。その言葉から、自分たちの生まれ育った場所が、周りから、避けられたり、嫌がられたりしたくないという強い思いと、これまでその人が経験してきた差別の厳しさを感じる。実際に、地域の人たちの想いや、具体的な声を聞いてもらって、自分事と	参考意見とさせていただきます。

			して感じ、ともに差別の解決を目指していく津市であって欲しいと願っています。 部落差別は、他の人権課題とは異なり、日本固有の人権課題であり、他の人権課題は「人」にかかっていく差別だが、部落差別は「出身」で有る無しにかかわらず「居住」したり「婚姻」などにより被差別当事者が生み出されるという、非常に特殊な人権課題である事からも、他の人権課題との同一視は避けた方が良いと思います。だからこそ「部落差別をはじめとして」という表記に賛同します。「部落差別解消推進法」の第1条冒頭で「現在もなお部落差別が存在する」と差別の存在を初めて法律で明記しているが、多くの市民はそんな実感をもっていないかもしれない。それは、差別の現実の存在認識が共有されてないからではないでしょうか。	
9	10	第3章 分野別施策 1 同和問題	今、ネット上にはあきらかに部落差別にあたる文言が溢れ、私の住む久居の地区に対しても厳しい差別的な内容が掲載されていて、今も削除されていません。この案の分野別施策の同和問題のところには、同和対策審議会答申において、「同和問題を未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と書かれています。上に書いたような差別の厳しい現実があるかぎり、国民的課題である同和問題をしっかりと津市人権施策基本方針に掲載して、市民に強く啓発していただきたいです。	参考意見とさせていただきます。
10	11	第3章 分野別施策 2 子どもの人権	「第3章 分野別施策」の「2 子どもの人権」の「現状と課題」の項の最後に「子どもの人権問題に対しては、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権	参考意見とさせていただきます。

			の尊重及び保護に向け、取組を推進していく必要があります」。記述していただいている内容に全く異論は無いのですが、これまでも、そのように考え取り組まれてきた中、6月末に久居で母親の虐待による4歳児の命が奪われるという非常に痛ましい事件が起こっています。児童相談所の対応の責を問うだけではなく、ここにかかれている言葉が市の施策に反映されるよう具体的な取組を考えていただき、基本方針が実効性のあるものとなり、今後、同じような痛ましい事件が起こらない事を願います。	
11	11	第3章 分野別施策 2 子どもの人権	現状と課題の項で、次世代を担う子どもたち一人ひとりが心身に有害な影響を受けることなく健やかに成長できる社会をつくりあげることが、私たちの共有する課題です。とあります。先日政府が LGBT 法案を可決したことで、子どもに対する幼稚園、保育園、小中学校及び高校にて過激な性教育が施行されるのではないかと危惧しております。海外では反 LGBT 運動が加速しており、悲しいことに日本はその反対に動いており、子どもを持つ保護者として、日本の子どもたち全員を守る大人として大きな不安材料でもあります。幼児期から思春期にかけて、子どもとは自分の性別がしっかりと確立していない中性な時期であり、そんな時期に大人から間違った誘導が行われることで自身の性に不安を抱き、混乱させられる可能性が高いです。本来は性別なり、性教育は家庭で親と子どもの信頼の上で個人的に行われるべきはずのものです。保護者の知らない間に学校で教育者の先生方が子どもに植え付ける教育が子どもに対する影響を考えると恐ろしいものがあります。子どもは柔軟に教えられたことを吸収し良い方向に	参考意見とさせていただきます。

			も悪い方向にも誘導されやすい生き物です。今回 LGBT 法が可決され、学校での性教育が変わることは理解しておりますので、施行される前に、是非とも改定される教育内容を地域の保護者にも広く開示していただき、意見を聞いていただいた上で、有害な影響を受けることなく健やかに成長できる社会を前提に子どもに行って欲しいと意見します。大変な思いをして子どもを産み育て、子どもの幸せを願う一母親としてお願いします。	
12	12	第3章 分野別施策 3 女性の人権	現状と課題より、学校教育や生涯教育の場における男女共同参画についての学習の充実により、常に男女平等の意識を持つことができるようにするとともに、実行を支える制度等の浸透を図ることで、男女が共に活躍できるよう社会の仕組みを変えていくこととしています。とあります。男女共同参画できる社会は私の理想でもあります、反面男性と女性が100%同じかと言えば違います。 現在の社会はあくまで男性が働くために作られた社会であります。その社会で独身女性は活躍できますが、女性が家庭を持ち子どもを産み育てながら参加するにはかなりの無理があり、それをこり押しして女性に参画させているところに不平等が生じているのです。女性だけが子どもを産むことができます。努力しても男性にはできません。子どもの情緒を安定させられるのも父よりも母の方です。もともと女性と男性は身体の作りも生命体としても、同じ人間でも全く違った生物です。それを同じように平等にするとところに女性の不幸があります。疲弊している女性が増えています。子どもにも寛容になれないから子どもへの虐待も増えているのかもしれま	参考意見とさせていただきます。

			せん。悪循環です。学校教育も、社会の在り方も、男女平等参画を進めるのであれば、まずはそれぞれの性のちがいをしっかり認める教育と、社会の再構築が必要ではないかと日々感じます	
13	12	第3章 分野別施策 3 女性の人権	女性の人権の現状と課題では、1999年に男女共同参画法が施行されて23年にもなるがいっこうに進歩していない。ふた昔経過しても、進化しないのは根本的欠陥があるから。 基本方針の中身を見ても、教育や啓発だけで進歩するはずがない。人権はたたかわなくては進歩がない。たとえば、女性の管理職の割合も工程表で40%と明示して初めて前に進む。スキップだけでは進むわけがない。	参考意見とさせていただきます。
14	16	第3章 分野別施策 5 高齢者の人権	高齢者の人権でも人権感覚をうたがうレベルだ。例えば外出支援事業も全員対象から差別の網を作って（シルバーエミカと称して）横文字でごまかし、排除のシステムを行政府が実施している。直ちに中止して高齢者全員に平等に支給するべきです。こういうシステムに賛同する役員は即刻罷免し、人進の一新が必要と考える。	参考意見とさせていただきます。
15	－	全体	全体を通して、「新たに位置づける人権課題」も含め、社会が変化している中で、これまで見過ごされてきた様々な人権課題がこうして明記されることは大切だと思いますが、ただ、課題としてあげるだけでなく、基本方針に書かれた内容に沿った取組を具体的に進め、施策に反映していただくことが肝要だと思います。また、新たな人権課題が次々と表出してくる中で、以前から取り組まれてきた人権課題がもう既に過去の事のように、市民の意識から薄れてしまう事の無いように、	参考意見とさせていただきます。

			市民意識調査の結果を踏まえ、今後もしっかり、啓発・教育に取り組んでいただきたいと思います。	
--	--	--	---	--